

第7章 建築基準法による勧告または命令等についての所管行政庁との連携

7-1. 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指導等

耐震改修促進法では、現行の建築基準法令の耐震関係規定に適合しない住宅・建築物の所有者に対して、耐震診断と必要に応じた耐震改修の努力義務を課しています。

特に、学校、事務所など一定規模以上の建築物、病院、百貨店など多数の者が利用する建築物、危険物の貯蔵場・処理場の用途に供する建築物、道路を閉塞させる（円滑な避難・通行を困難とするおそれがある）建築物については、その所有者が適切に耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、耐震改修を行うよう努めなければならないと耐震改修促進法第14条で規定されています。

これらの建築物で必要あると認められる場合は、所管行政庁である北海道と連携して、耐震改修促進法第15条第1項の規定に基づく指導・助言を行います。

なお、所管行政庁による指示に従わず、必要な耐震診断及び耐震改修が行われない場合には、その建築物の利用者や周辺の住民に危険が及ぶことも考えられることから、その建築物の所有者が正当な理由なく指示に従わなかった場合には、社会的責任を果たさなかったものとしてその旨を公表するものとしています。

7-2. 建築基準法に基づく勧告または命令

耐震改修促進法に基づく指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、所有者が必要な対策を取らなかった場合には、所管行政庁は、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、建築基準法第10条第1項の規定に基づき保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができ、その所有者が正当な理由がなくその勧告に係る措置を取らなかった場合において、特に必要があると認めるときは、同条第2項の規定に基づき勧告に係る措置をとることを命ずることができます。

また、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、同条第3項に基づき保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができます。

本市は、「全道建築防災・維持保全連絡会議」等において所管行政庁間で協議された建築基準法に基づく勧告・命令の具体的な取り組み方針に沿って、住宅や建築物の地震に対する安全性の確保・向上を図るため、北海道と連携して必要な措置を行ってまいります。